

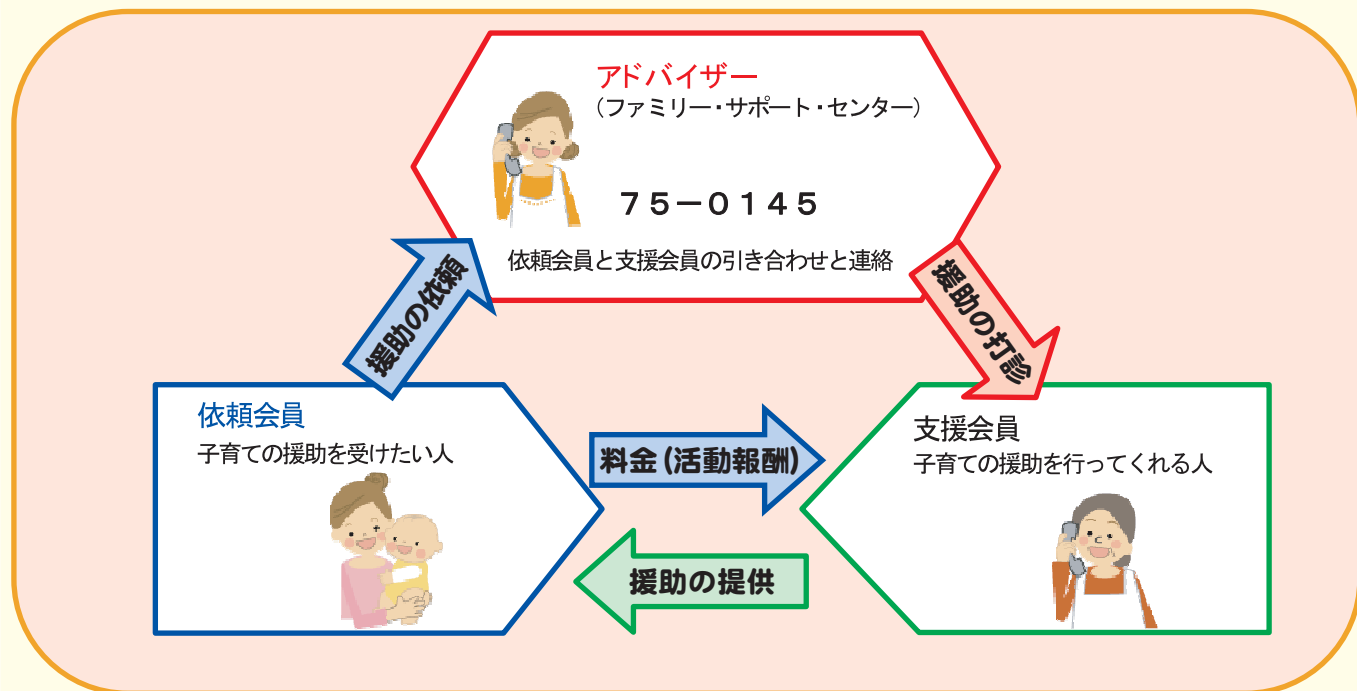
## ファミリー・サポート・センターって!?

- ◎ 育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結ぶ会員組織で、子育てを地域で支援するお手伝いをしています。
- ◎ 智頭町在住、もしくは智頭町内に勤務しておられる方ならどなたでも会員になれます。

### 相互援助活動の例



## ファミリー・サポート・センターの活動の仕組み



## 援助活動の流れ

- ① 会員登録をしておきます。
- ② 支援が必要になったら、ファミリー・サポート・センター（0858-75-0145）に連絡します。
- ③ ファミリー・サポート・センターアドバイザーが、支援会員さんを探し連絡します。
- ④ 支援会員さんの承諾後、センターアドバイザーが、依頼会員さんに連絡します。
- ⑤ 事前打ち合わせをし、支援日に支援します。
- ⑥ 支援が終わったら、取り決めた金額の支払いをし、活動報告書に確認印を押印後センターに届けます。

## 報酬の基準

- ◎ 1時間500円です。
- ◎ 1時間を超える場合、30分単位で計算します。（30分250円）
- ◎ 支援会員さんに複数の子どもを預ける場合は、2人目からは半額となります。
- ◎ 取消料については次の通り依頼会員さんが支援会員さんに直接支払ってください。
  - ※ 前日までの取消・・・無料
  - ※ 当日取消・・・支払い予定額の半額
  - ※ 無断取消・・・支払い予定額の全額
- ◎ 食事（ミルク）代、おやつ代等については依頼会員さんが実費を払います。 昼食200円 夕食300円

	活動日	活動時間帯	報酬額（1時間当たり）
一般 保 育	月曜日～金曜日	基本時間（7:00～20:00）	500円
		基本時間外	700円
	土曜日・日曜日	終日	700円
	祝日・年末年始	終日	700円
	軽度の病児保育	終日	700円

## 会員の心得

- ① 本会の活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- ② お互いのプライバシーは守りましょう。
- ③ センターへの連絡なしに会員同士で交渉（活動）を行わないで下さい。
- ④ 依頼した支援内容以外の仕事は要求しないで下さい。
- ⑤ 支援依頼及び活動報告書の提出が無いものについては、補償保険は適用されません。
- ⑥ ファミリー・サポート・センター主催の交流会に出席下さい。

## 補償保険制度について

トラブル防止のため、会員になると自動的に「会員傷害保険」「賠償責任保険」「児童傷害保険」の3つに入ることになります。

## 会員傷害保険

会員が、ファミリー・サポート・センターの斡旋による支援活動中や、送迎中に傷害を被った時に補償する。

事由	補償額	その他
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 15万円～500万円	事故日より180日以内の 後遺障害発生
入院 (1日)	3000円	事故日より180日以内を限度
通院 (1日)	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度
手術 保険金	種類に応じ 3. 6. 12万円	